

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、高松市西植田土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ほ場整備事業）大石地区）計画を変更することについて平成20年12月22日認可した。

平成21年1月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀